

Qestion		Answer																																																						
1	電気工事士法で定められた免状等を保持していなくてはできない作業とは、どのような範囲の工事なのか。	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">資格</td> <td colspan="4">電気工事士法に基づく資格と工事の範囲(○は工事可能)</td> <td rowspan="3">一般用電気工作物</td> </tr> <tr> <td colspan="4">自家用電気工作物</td> </tr> <tr> <td colspan="4">500kW未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>右記以外</td> <td>電線路除く・600V以下</td> <td>ネオン設備</td> <td>非常用予備発電</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一種電気工事士</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第二種電気工事士</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>特種電気工事資格者(ネオン)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>特種電気工事資格者(非常用予備発電装置)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>認定電気工事従事者</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○ 第2種免状所有者に限る</td> </tr> </table>					資格	電気工事士法に基づく資格と工事の範囲(○は工事可能)				一般用電気工作物	自家用電気工作物				500kW未満					右記以外	電線路除く・600V以下	ネオン設備	非常用予備発電		第一種電気工事士	○	○	×	×	○	第二種電気工事士	×	×	×	×	○	特種電気工事資格者(ネオン)	×	×	○	×	×	特種電気工事資格者(非常用予備発電装置)	×	×	×	○	×	認定電気工事従事者	×	○	×	×	○ 第2種免状所有者に限る
	資格	電気工事士法に基づく資格と工事の範囲(○は工事可能)				一般用電気工作物																																																		
		自家用電気工作物																																																						
		500kW未満																																																						
		右記以外	電線路除く・600V以下	ネオン設備	非常用予備発電																																																			
	第一種電気工事士	○	○	×	×	○																																																		
第二種電気工事士	×	×	×	×	○																																																			
特種電気工事資格者(ネオン)	×	×	○	×	×																																																			
特種電気工事資格者(非常用予備発電装置)	×	×	×	○	×																																																			
認定電気工事従事者	×	○	×	×	○ 第2種免状所有者に限る																																																			
2	第一種電気工事士免状を取得している者は、定期講習を受けなければならないのか。	<p>第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、免状の交付を受けた日から5年以内ごとに、経済産業大臣が指定する者が行う「自家用電気工作物の保安についての講習」を受講することが、電気工事士法第4条の三において義務付けられています。</p> <p>なお、定期講習の受講義務は、第一種電気工事士は自家用電気工作物の電気工事に携わるため、一般用電気工作物と比べて多様な電気設備で構成されており、また、構造的にも複雑であり、性能・機能等に対する技術進歩が早いと見られるため、定期講習を受講することにより、常に電気工事及び保安に関する知識や技能と法規制変化等に関する知識を最新のものに更新していくことを目的としています。</p>																																																						
3	短期利用(イベント開催期間等)を目的とした電気設備であっても、電気工事士が工事をする必要があるのか。	使用期間の長短にかかわらず、電気工事士法で電気工事士が実施すべき工事であれば、電気工事士が工事する必要があります。																																																						
4	2×4(木造枠組壁構造)住宅用の外壁材の様な、住宅メーカーが工場で屋内配線やスイッチ、コンセントなどを壁材内部に実装し、施工現場で組み立ての際に配線を接続する場合、電気工事士が実施すべきか。	<p>施工場所(工場又は現場等)における規制の区別はなく、結果として完成した工作物が一般用電気工作物となるのであれば、総体的には電気工事に該当するものと考えられるため、電気工事士による作業が必要です。</p> <p>(参考)電気用品を相互に接続したり、電気用品の電線部分を加工した場合は電気工事士法の適応を受ける「電気工作物」になります。(電線メーカーが工場で電線を製作する段階までは電気用品安全法における「電気用品」)</p>																																																						
5	移動用電源(内燃機関駆動)を使用して発生させた電力を利用する電気設備における電線接続は、電気工事士が実施すべきか。	<p>電気事業法施行令第1条第3号で、電圧30V未満の電氣的設備で30V以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないものは電気工作物から除外されています。また、電気事業法施行規則第48条で、内燃力を原動力とする出力10kW未満の発電機であれば一般用電気工作物となります。(但し当該発電機が自家用電気工作物の構内に設置されるものは除く。)</p> <p>以上から、内燃力を原動力とする発電機で出力電圧が30V以上のものであって、出力10kW未満であれば、発電機と電線との接続は第1種電気工事士又は第2種電気工事士が工事します。また、内燃力を原動力とする発電機で出力電圧が30V以上のものであって、出力10kW以上であれば、自家用電気工作物(最大電力500kW以上を除く)となるため第1種電気工事士、又は出力電圧600V以下であれば、第1種電気工事士および認定電気工事従事者が工事する必要があります。ただし、発電所構内における工事であれば、電気工事士法の適用外となります。</p> <p>なお、発電機と電線相互との接続が、ねじ止めであれば、電気工事ではないので、電気工事士が工事する必要はありません。</p>																																																						
6	壁に埋め込まれた室内照明用スイッチを交換する場合、電気工事士が実施すべきか。	「電気工事士法施行令」第1条(軽微な工事)から除外されている工事に当たるため、電気工事士が工事する必要があります。																																																						
7	太陽光発電に利用する各パネル(太陽電池モジュール)から出ている電線同士を差し込み式端子を利用して接続する場合、電気工事士が実施する必要があるのか。	<p>電線に付いている接続端子を介して、端子同士を接続する作業であり、「電気工事士施行規則」第2条第1項第1号イに定める「電線相互を接続する作業」に当たらないため、電気工事士が工事する必要はありません。</p> <p>なお、差し込み式端子相互の接続ではなく、電線そのものを圧着スリーブ等を使用して接続を行う場合や、電線を集合ボックスに接続する場合は、上記施行規則に該当するため、電気工事士が工事する必要があります。</p>																																																						
8	電気用品等の移動に伴い、OA用のフリーアクセスフロア等、床下に設置された屋内配線を移動させるだけの作業の場合、電気工事士が実施する必要があるのか。	<p>事務室の床下に埋められたパソコン、コピー機等に使用する電線を配線経路変更等のため、移動させるだけの作業で、当該配線に対し、電線の固定等、加工を行わず、電線に傷を付けることが想定されない場合であれば電気工事士が工事する必要はありません。</p> <p>ただし、配線経路変更等のためであっても施工不良により配線に傷を付ける可能性のある、①電線を床に直接固定する場合は「電気工事士法施行規則」第2条第1項第1号ハ、②電線を電線管に収める場合は同施行規則第2条第1項第1号ニに該当するため、電気工事士が工事する必要があります。</p>																																																						

	Qestion	Answer
9	エアコンの室外機と室内機を接続する工事は、電気工事事が実施すべきか。	平成20年12月3日付け原子力安全・保安院通知により、600V以下で使用するエアコンで、室内機及び室外機の端子に接続電線を差し込む作業であれば、「軽微な作業」にあたるため、電気工事事が工事する必要はありません。ただし、当該作業を業とし、継続的に行う場合は、「電気工事業の登録」が必要となります。 一方で、「電気工事事法施行規則」第2条で電線を相互に接続する作業は、保安上支障がある作業のため、当該接続線を切断・接続等の作業を伴う場合には電気工事事が工事する必要があります。
10	屋内配線に測定器を取り付ける場合は電気工事事が実施すべきか。	屋内配線を傷付けることが想定されない場合(内線に電圧計、電流計等の測定器をクリップ留め又は巻き付ける場合など)であれば、電気工事事法施行規則第2条第1項第1号二に当たらないため、電気工事事が工事する必要はありません。 但し、自家用電気工作物構内の配電盤など、短絡、感電などの危険を伴う場所については、あらかじめ電気主任技術者の指示確認を行うことが望ましいです。
11	接地線の取り付けで、電気工事事が実施する必要の無い軽微な作業の範囲は。	接地線の取り付けについては、保安上支障がないと認められる作業はありません。 ただし、接地端子付きのコンセントに洗たく機等の機器の接地線を単にねじ止めするものは、従来から電気工事とは扱っていない(電気工事事法の逐条解説第2条解説5.の「なお書き」)ため、これらの工事については、電気工事事が実施する必要はありません。
12	第1種電気工事事又は第2種電気工事事の免状交付に関する実務経験の範囲は。	電気工事事法施行規則第2条の4で規定されているが、免状種別に応じて対象となる実務経験内容が異なること、及び申請者毎に個別に実務経験の内容を伺い判断する必要があるため、各免状申請先(住所地を管轄する都道府県庁等の担当窓口)に直接、ご相談ください。
13	電気工事事免状を返納した。再度、免状交付を希望する場合、電気工事事試験に合格しなければ免状交付は受けられないか。	免状を返納(返納命令又は自主返納)した時点で、免状の交付のみを受けていない者となることから、試験の合格は有効です。そのため、再度試験を受検し合格することなく、免状交付申請を「新規交付」を行うことにより交付を受けられます。(再交付は、所持している免状を書き換え、汚し、紛失した際の手続きであるため、本件には該当しません。) ただし、電気工事事法第4条第5項第1号若しくは第2号又は法第4条の2第5項に規定される返納命令後の欠格期間は申請できません。 なお、第一種電気工事事免状を返納した者が新規交付された場合は、速やか早期に定期講習を受講してください。
14	結婚、養子縁組等で姓が変わった場合、電気工事事免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証に旧姓は使用できるか。	当該免状等に記載される姓(氏名)は、提出された住民基本台帳又は住民票の姓(氏名)と同一となります。 なお、免状等の交付後に姓が変わった場合、電気工事事法施行令第5条又は同施行規則第9条の5に基づき、免状等の記載事項の書き換えを申請する必要があります。
15	工事作業に来た者が、電気工事事の資格を有しているのか確認する手段はあるのか。	電気工事事は、電気工事事法第5条第2項の規定により、定められた電気工事の作業に従事するときには、電気工事事免状を携帯しなければならないため、免状の提示を求めることで確認をすることができます。 なお、免状のフォーマットは施行規則の様式第3(第1種)、様式第3の2(第2種)をご参照してください。
16	第1種電気工事事が、電気工事事法で定められた「定期講習」を期間内に受講していない場合、どのような罰則を受けるのか。	電気工事事法第4条第6項に基づき、交付先の都道府県にて悪質と判断された場合には、都道府県知事による免状の返納を命ぜられる場合があります。
17	厚労省所管学校の卒業生は、第2種工事事試験の筆記試験免除か。	筆記試験免除となるのは、電気工事事法施行令第9条第2項で、学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による実業学校又はこれらと同等以上の学校において、省令で定める電気工学の課程を修めて卒業した者となっています。 そのため厚労省所管の学校の卒業生は、「省令で定める電気工学の課程を修めて卒業した者」であることが判断(学校による証明が必要。)された者については、筆記試験が免除になります。